

京都市教育委員会告示第8号

京都市文化財保護条例第37条第1項の規定により次の表に掲げる京都市指定天然記念物の指定を解除したので、同条第3項の規定において準用する同条例第6条第3項の規定により告示します。

令和6年3月29日

京都市教育委員会

動物

名 称	指 定 告 示
ミナミイシガメ	昭和58年6月1日京都市教育委員会告示第1号

(文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課)